

論 説

アメリカ先物取引会計の現実的機能

伊 丹 清

アメリカの先物取引の現状

I 財務会計基準ステイトメント第80号『先物契約会計』の内容

- (1) 適用範囲と価額変動の認識時期
- (2) ヘッジ規準

II アーサー・アンダーセン会計事務所の解説書の検討

III 先物会計処理の例示

- (1) スペキュレーション会計の例示
- (2) ヘッジ会計の例示

先物取引会計の現実的機能

アメリカの先物取引の現状

アメリカでは近年さまざまな新しい金融商品が登場している。それら金融商品の取引高は急増しており、会計上その取扱いは重要な問題となっている。それゆえ、現在、財務会計基準審議会は金融商品に関するステイトメント発行に向けて積極的な取組みを行っている。だが、財務会計基準審議会がステイトメントの発行を計画している開示、認識と測定、負債商品と持分商品の区別⁽¹⁾のうち、現時点では開示に関する財務会計基準ステイトメント第105号『オフバランスシート・リスクを有する金融商品と与信リスクの集中する金融商品についての情報の開示』(Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk)と、同第107号『金融商品の公正価値の開示』(Disclosures about Fair Value of Financial Instruments)が出されているにすぎない。また、認識と測定については、討議資料『金融商品の認識と測定』

(*Recognition and Measurement of Financial Instruments*) が、そして負債商品と持分商品の区別については、討議資料『負債と持分の両特徴をもつ負債商品と持分商品の区別』 (*Distinguishing between Liability and Equity Instruments with Characteristics of Both*) が、出されている段階である。金融商品の増加と多様性のために、その作業は難航しているものと思われる。金融商品についてのステイトメント全体が完成するまでには、まだ少し時間がかかるようである。

このような金融商品全体に対する包括的なステイトメントの発行に先駆けて、財務会計基準審議会は1984年8月に財務会計基準ステイトメント第80号『先物契約会計』 (*Accounting for Futures Contracts*—以下 SFAS 第80号と略す) を発行した。この SFAS 第80号では「先物契約」という用語が用いられている。だが、一般的には「先物取引」ないしは「先物」という用語が使用されており、それゆえ本稿ではそれら用語を区別せずに使用することとする。ところで、先物取引は商品先物と金融先物の二つに分けられ、そのうち金融先物は金融商品の一つとされている。SFAS 第80号はその両方を範囲とするがゆえに、金融商品のみを扱うステイトメントとはいえない。だが、先物取引の多くを金融先物が占めている現状（第1表）を考えると、SFAS 第80号は金融商品に重点を置いたステイトメントであるといえよう。先物取引は第1図に見られるように、1991年度は若干の減少が見られるものの、近年その取引量は急増している。そのことは、企業経済における先物取引の比重の高まりを示すものといえよう。それゆえ、先物取引が会計上どのように取扱われるかは、企業会計に重大な影響を与える^⑨。本稿では、企業経済において大きな影響力をもつに至った先物取引の会計について、SFAS 第80号とアーサー・アンダーセン会計事務所の解説書を中心に検討する。一つの会計原則を真に理解するためには、その会計原則によって実務がどのように変わり、その結果経済現象にどのような影響を与えるかを理解することが必要である。換言すれば、その会計原則の現実的機能の解明を必要とする。それゆえ、本稿の目的は、先物取引会計の現実的機能を探ることにある。

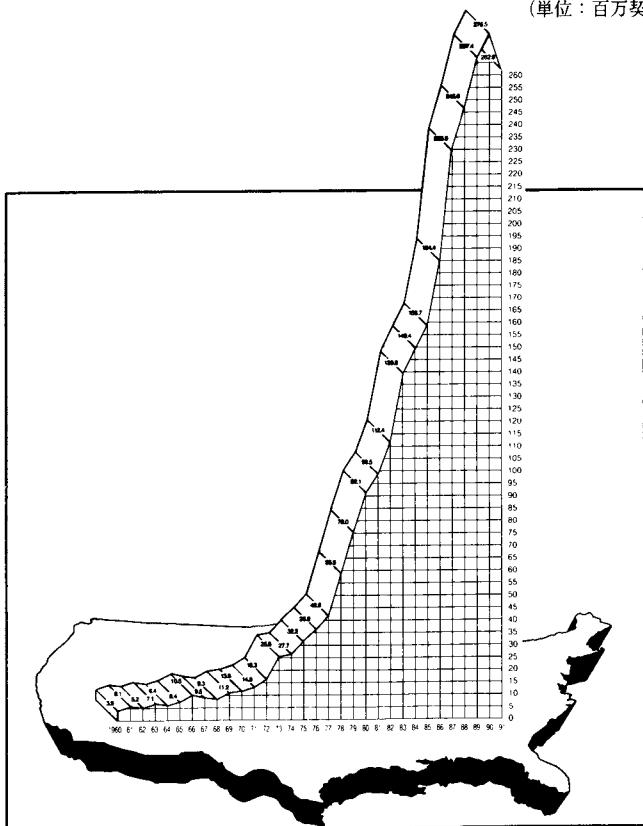
第1表 アメリカの商品グループ別先物契約数(1991年)

順位	商品グループ	契 約 数	比 率
(1)	金 利	119,764,959	45.56%
(2)	農 産 物	52,229,512	19.87%
(3)	株 價 指 数	14,861,067	5.65%
(4)	エ ネ ル ギ 一	33,670,228	12.81%
(5)	外 貨 / 指 数	28,715,961	10.92%
(6)	貴 金 属	11,791,525	4.49%
(7)	非 貴 金 属	1,640,065	0.62%
(8)	そ の 他	221,706	0.08%
	計	262,895,023	100.00%

出所：Futures Industry Association, Inc.

第1図 1960年から1991年までのアメリカの先物取引量の変化

(単位：百万契約)



出所：Futures Industry Association, Inc.

I 財務会計基準ステイトメント第80号『先物契約会計』の内容

(1) 適用範囲と価額変動の認識時期

財務会計基準審議会は、1984年8月財務会計基準ステイトメント第80号『先物契約会計』を発行し、先物取引全般にわたる会計原則を確立した。このSFAS第80号の適用範囲は、外貨先物を除く先物契約である。先渡契約(foward placement contracts)、着地契約(delayed delivery contracts)は除外される⁽³⁾。すなわち、SFAS第80号が対象とするのは、先物市場に上場され売買されるもののみ（ただし外貨先物は除く）である。では、このSFAS第80号の焦点はどこにあるのだろうか。それは「先物契約の市場価額の変動をどのように計上するか⁽⁴⁾」という点にある。そして、そのような市場価額の変動を変動発生期間の利益に認識するというのが、SFAS第80号の基本的立場である。しかしながら、一定の条件を満たす契約について、SFAS第80号は、認識時期を関連する資産、負債、確定コミットメントまたは取引に対応させる、すなわち繰延べることを求めている⁽⁵⁾。その際の条件が「ヘッジ規準」である。このように、SFAS第80号は、先物契約の市場価額の変動による利得・損失を即座に認識することを基本としながらも、その例外として、ヘッジ規準を満たす契約についてはその認識を繰延べるという、弾力的な取扱いを認めている。では、そのヘッジ規準とはどのようなものなのであろうか。つぎにそれを見よう。

(2) ヘッジ規準

SFAS第80号が定めるヘッジ規準は以下の二つである。会計上ヘッジとして扱われるためには、両規準を満たさなければならない⁽⁶⁾。

ヘッジ規準

- a. ヘッジされる項目がその企業を価格（または金利）リスクにさらしていること。
- b. その先物契約がそのさらされているリスクを軽減し、かつヘッジに指定されていること。

SFAS 第80号は、このヘッジ規準を満たさない（すなわちスペキュレーション）先物契約の市場価額の変動は、その発生期間の利得または損失として認識することを規定している。これがSFAS 第80号の基本的認識基準である。その例外として、ヘッジ規準を満たす先物契約の市場価額の変動は、ヘッジ項目の価格、金利の変動が実際に認識される時点で認識するものとされる^⑩。すなわち、繰延べることを認めるのである。だが、このヘッジ規準は包括的、抽象的であり、具体性に欠けるように思われる。また、規準 b については、「ヘッジが意図される項目と異なる商品または金融商品の先物契約は、もしその二つ（ヘッジ項目と先物—筆者注）の商品または金融商品の価格に明らかな経済的関係が存在し、そして高い相関関係がほぼ確実（probable）ならば、ヘッジの資格が与えられるであろう^⑪」という説明が付されている。このように、相関関係があるならば、ヘッジ項目と異なる先物をヘッジに用いてもよいとされている。しかしながら、高い相関関係とはなにを意味するのか、具体的な説明はなされていない。換言すれば、ヘッジの認定は弾力的に行える余地があるといえる。そこには、「判断」の要素が存在するのである。

さらに、SFAS 第80号はタイプ別にこのヘッジ会計の処理規定を設けている。各会計処理規定は異なる内容をもっており、それは次のごとくである。

公正価値で報告される項目のヘッジ規定

「もし企業がヘッジ項目の公正価値の未実現の変動を利益に含めるならば、関連する先物契約の市場価額の変動は、変動発生時の利益に認識するものとする。もし取得予定の資産または発生するだろう負債が、取得後または発生後に公正価値で報告されるならば、予定取引をヘッジする先物契約にも同一の会計を適用するものとする^⑫。」

現存する資産、負債および確定コミットメントのヘッジ規定

「現存する資産または負債のヘッジとしての資格が与えられる先物契約の市場価額の変動は、そのヘッジ項目の繰越額の修正として認識するものとする。確定コミットメントのヘッジである先物契約の市場価額の変動は、その

コミットメントを履行する取引の測定値に含めるものとする⁽¹⁰⁾。」ただし、ヘッジされる商品または金融商品が先物契約期間中に受渡し可能な場合と、ほぼ確実にヘッジ項目と先物契約の両方を先物契約の受渡日まで保有する場合は、そのヘッジ先物契約のプレミアムまたはディスカウントをその契約期間の利益に認識してもよい⁽¹¹⁾。なお、この資産または負債の繰越額の調整の利益への認識は、その資産または負債の繰越額のその他の構成要素の場合と同じとする。そして、ヘッジされる側の金融商品の繰越額の調整は、その金融商品の予想残存期間の受取利息または支払利息の調整として償却する⁽¹²⁾。

予定取引のヘッジ規定

現存する資産、負債、確定コミットメントと関連のない、通常業務で履行が義務づけられていないが、予定されている取引のヘッジについては、次のように規定されている。そのような予定取引の価格、金利をヘッジする先物契約の市場価額の変動は、ヘッジ規準（本稿312ページ）を満たしつつ次の両条件を満たす場合にのみ、のちに実行が予定されている取引の測定値に含めるとされる。その条件は以下のごとくである⁽¹³⁾。

- a. その予定取引の重要な特徴と予定期間を確認しうること。
- b. その予定取引の実行がほぼ確実な（probable）こと。

なお、ヘッジとされる先物契約が予定取引日まえに差金決済された場合は、その市場価額の変動累計額は繰延べを続行し、その予定取引の測定値に含めるとされる。また、予定取引の数量が少なくなることがほぼ確実（probable）になった場合は、それをヘッジする先物の結果のうち、その減少に比例した部分は、その時点で利得または損失として認識するものとされる⁽¹⁴⁾。

なお最後に、SFAS 80号は、ヘッジ規準が求める高い相関関係が維持されているかどうかを確認するために、ヘッジに指定された先物の結果を定期的に評価することを求めている。その結果、高い相関関係が存在しないことが判明し

た場合は、ヘッジ会計を中止し、ヘッジ開始以降の先物の結果のうち、価格または金利の変動のヘッジ項目に対する影響によって相殺されない部分は、その時点での利得または損失として認識するものとしている⁽¹⁵⁾。

これらの点をまとめると次のようになろう。取得予定のものも含めて、ヘッジ項目が公正価値で評価されそしてその未実現利得・損失が計上される場合は、そのヘッジたる先物の市場価額変動による利得・損失は、ヘッジ会計によらず即時計上するものとされている。では、ヘッジ項目が取得原価で評価されている場合（および低価法を用いる場合）はどうなのだろうか。現存する資産、負債をヘッジする先物の市場価額の変動による利得・損失は、ヘッジ規準を満たせばヘッジされる資産、負債の繰越額の修正として繰延べられる。また、現存する確定コミットメントをヘッジする先物の市場価額の変動による利得・損失も、ヘッジ規準を満たせば、ヘッジされる確定コミットメントの測定値に含めて繰延べるものとされる。だが、現存する資産、負債、確定コミットメントと関連のない予定取引をヘッジする先物については、先のヘッジ規準に加えてあらたに設定される2規準の双方を満たす場合、つまり計4規準を満たす場合にのみ、市場価額の変動による利得・損失を繰延べることが認められる。すなわち、予定取引をヘッジする先物契約の市場価額の変動による利得・損失の繰延条件は、とりわけ厳しいものとなっている。また、ヘッジ項目と先物に高い相関関係が存在しないことが判明した場合は、ヘッジ効果のない利得・損失は即座に認識するものとされる。

以上、SFAS第80号の内容を見てきたが、ここで若干の補足を加えよう。先物取引は毎日値洗いされ、市場価額の変動によって、証拠金の積増しまたは引出しがなされる。すなわち、先物取引は市場価額の変動によって毎日現金が授受される。だが、決済（通常は反対売買による差金決済）するまでは、その取引全体の利得・損失額は確定しない。ちなみに、差金決済時に利得・損失を認識する方法は差金決済法（closed-out）と呼ばれ、そして値洗いごとに認識する方法は値洗法（mark-to-market）と呼ばれている。SFAS第80号の基本的認識基準は値洗法ということになる。ところで、値洗い時の先物取引の市場価額の変動による利得・損失が実現したものか未実現のものかについてであるが、

のちに見るようにアーサー・アンダーセン会計事務所は「未実現」のものとしている。この見解に従えば、SFAS 第80号は未実現利得・損失の認識を原則化したものといえる。

つぎに、重複する部分もあるが、アーサー・アンダーセン会計事務所のSFAS 第80号の解説書により、この内容をさらに詳しく検討しよう。

II アーサー・アンダーセン会計事務所の解説書の検討

アーサー・アンダーセン会計事務所の解説書『FASB Statement No.80: Accounting for Interest Rate Futures and Options Hedging』は、金利先物に焦点を絞ったものである⁽¹⁶⁾。この解説書の特徴は、さきに見たSFAS 第80号の内容が整理され、また明確ではない点が解説されているところにある。つぎに、この解説書の内容にそって、先のSFAS 第80号の内容をさらに検討しよう。

この解説書では、SFAS 第80号の基本方針が、次のように明確にまとめられている。「先物契約の相場価額 (quoted market values) の変動に起因する未実現利得および損失は、実現利得および損失と同様、現在の損益計算書上で認識すべきである⁽¹⁷⁾。」(下線一筆者) ここでは、先物取引の市場価額の変動による利得・損失が未実現であること、およびSFAS 第80号がその未実現の利得・損失を認識するものであることが明らかにされている。この認識方法は値洗法 (mark-to-market) と呼ばれ、次のいずれかの場合に適用される⁽¹⁸⁾。

1. 先物契約がスペキュレーションのために結ばれる。
2. 先物契約が、市場価額で繰越されるか繰越される予定の、資産ポジション、考慮中の資産購入、またはショート・ポジションのヘッジに相当する。
3. 個々のヘッジ取引が、以下で検討する「ヘッジ会計」規準を満たさない。

このうちの 2 で明らかのように、市場価額で評価される場合、ヘッジ会計は適用されない。ヘッジ会計が適用されるのは、ヘッジ項目が取得原価または低価法で評価され、かつてのうちに見るヘッジ規準を満たす場合のみである。そして、そのヘッジ会計が適用されるケースは、次の二つに分けられる。

1. 先物契約が、現存する資産、負債、または固定価格で金融商品を購入または売却する確定コミットメントのヘッジである。
2. 先物契約が、企業が締結を予定するがしかし法的に義務づけられない、ほぼ確実な (probable) 将来の金融取引のヘッジである（一般に、「予定ヘッジ」と呼ばれる）。

ところで、ヘッジ会計は先物会計とヘッジ項目の会計の釣合いという考えに基づいている。ヘッジとされる先物契約の未実現利得および損失は繰延べられ、それゆえ、ヘッジ会計では、繰延べられる利得と損失の認識時期とそれら利得と損失の償却期間を決定するために、どの資産または負債をヘッジするのかを指定する必要がある⁽¹⁹⁾。つぎに、この二つのケースについてさらに詳細に見よう。1 のケースでは、現存する資産、負債または確定コミットメントがヘッジの資格を与えられるために、次の「ヘッジ規準」を満たす必要がある。

- ・資産、負債または固定価格の確定コミットメントが、会社を金利リスクにさらすこと。
- ・先物契約が金利エクスポジターを減少させ、かつヘッジに指定されること。

この規準に見られるように、リスクの発生ないしは減少が適切な会計方法を決定するさいの重要な要因とされたのは、会計文献上この SFAS 第 80 号が最初である。また、このうちの第二の規準に関する限り、ヘッジ項目の公正価値と先物契約の市場価額には、ほぼ確実な (probable) 高い相関関係が存在しなければならないとされている⁽²⁰⁾。SFAS 第 80 号自体は、この高い相関関係の具体的な内容を示していないが、この解説書はその点を次のように述べている。

「FASB はあきらかに、実質51%以上の相関関係を念頭に置いているように思われた。なぜなら、わずか51%の相関関係では、おそらく先物契約とヘッジ項目に『明確な経済的関係』が存在することを示さないだろうという理由からである。

価格に明確な経済的関係があり、高い相関関係がほぼ確実 (probable) ならば、先物契約はヘッジされる項目と異なる金融商品であってもよい。このクロスヘッジ規定は、企業の財務担当者が金利エクスポジターをヘッジするさいに大きな弾力性を認める⁽²¹⁾。」

このように、この解説書は、高い相関関係について51%以上と具体的な数字をあげている。また、SFAS 第80号がヘッジ項目と異なる先物をヘッジに用いてもよいする点が、財務担当者に弾力的余地を与えると指摘している。すなわち、会計上のヘッジ指定に弾力性が与えられているので、財務担当者がヘッジを自由に行えるということであろう。実際、ヘッジ項目と先物が同一であるケースは多くないであろう。

なお、先の二つのケースのうち予定ヘッジと呼ばれるものは、先のヘッジ規定に加えて次の2規準の計4規準を満たす必要がある。すなわち、予定取引のヘッジ指定条件はより厳しいものとなっている。

- ・予定日、金融商品のタイプ、予定満期日および数量を含む予定取引の重要な条件が確認されること。
- ・予定取引が発生する可能性があること⁽²²⁾。

ところで、この解説書では、ヘッジ会計によって繰延べられた利得と損失の償却、ならびにヘッジ会計の中止についてもまとめられている。それは次のごとくである。

「金利負担のある資産と負債の繰越額を調整する繰延利得または損失は、ディスカウントまたはプレミアムのようなものであり、『金融商品の予想残存期間』にわたり、受取利息に対して償却されるかまたは費用化される。SFAS 第80号は、金融商品の予想残存期間にわたる償却をきわめて明確に要求している。……

確定コミットメントと予定取引のヘッジについては、償却は予定取引が始まる時点から開始する。たとえば、もある会社が固定金利負債の予定発行の金利上昇リスクを

防衛するために先物契約を売るならば、その先物の利得または損失は負債の収入 (proceeds) の一部になる。そのようなものとして、その利得または損失はプレミアムまたはディスカウントとして見ることができ、そしてそれはその負債の予定期間の支払利息の調整になる。……

.....

会社は、先物契約の結果がヘッジ項目の価値の変動と高い相関関係をもち続いているかどうかを決定するために、ヘッジに指定された先物契約の結果を定期的に評価しなければならない。もし予測された高い相関関係が発生していないならば、その会社はその先物契約のヘッジ会計を中止し、値洗法を開始する。その日までの先物契約の繰延利得または損失は、その先物の結果がヘッジ項目の価格の変動によって相殺される範囲のみ、ヘッジ項目の繰延額の調整として処理し続ける。……

.....

もしある会社が予定取引をヘッジしており、そしてその取引額が当初予定されたものよりも少なくなりそうなことを知るならば、その先物の利得または損失のそれに比例した部分は、現在の利益に認識すべきである。もしそのヘッジ契約が予定取引発生まえに決済されるならば、その先物の利得または損失は、予定取引が実行されるまで繰延べ続けるべきである⁽²³⁾。」

とくに、ここでは、相関関係を定期的に評価し、高くないことが判明した場合は、繰延べを中止しそれ以降の利得・損失を即座に計上することが具体的に示されている。だが、ヘッジ会計の中止はこれにとどまらない。ヘッジ会計は経営者の判断によっても中止できるのである。この解説書に付されている復習問題とその解答は、そのことをはっきりと物語っている。これはヘッジ会計の弾力性をさらに押し進めるものである。それをつぎに示そう。

問 い

「10. 銀行Dは、1986年3月15日に9月もの財務省短期債権 (T-bill) 40契約を買い、それを9月30日に再評価される (reprice) 4,000万ドルのローンのヘッジに指定した。1986年6月30日、銀行Dは、ローン再評価の際の金利変動リスクをもはや軽減したいと考える。経営者はその先物契約をヘッジに『指定しない』ことができるのだろうか。もし可能ならば、その先物の利得・損失累計額に対する適切な会計はどのようなものなのだろうか⁽²⁴⁾。」(下線一筆者)

解 答

「10. 可能である。経営者は先物契約をヘッジに指定しないという代替案をもつ。

ヘッジに指定されなかった契約の以後の利得・損失は、値洗法（at market）で計上されるだろう。高い相関関係が発生すると仮定すると、その（先物—筆者注）契約がヘッジに指定された期間のその先物の利得・損失累計額は、繰延べ続けられる⁽²⁵⁾。」（下線——筆者）

以上見たように、このアーサー・アンダーセン会計事務所の解説書では、SFAS 第80号が明示していない「高い相関関係」の内容が、「51%以上」と具体的な数字でもって示されている。しかしながら、高い相関関係のこの数字は、彈力的な余地のあるもののように思われる。また、SFAS 第80号は会計上のヘッジ指定にヘッジ項目と異なる先物を認めている。さらには、この解説書に見られるように、ヘッジ会計の中止は経営者の判断によっても可能である。これらの点は、ヘッジ会計の指定に彈力性がある、すなわち判断の要素が大きいことを明確に示している。

つぎに、これまで検討したSFAS 第80号の二通りの会計処理を、例示によって見てみよう。

III 先物会計処理の例示

SFAS 第80号は先物取引について二通りの会計処理を規定する。一つは、ヘッジ以外つまりスペキュレーションの会計である。これが基本とされる。もう一方は、ヘッジ会計である。この二つについて、SFAS 第80号とアーサー・アンダーセン会計事務所の解説書の例示をつぎに示す。これらの例示は、先の規定の内容を示すために単純化されたものである。そのため、とくにヘッジ会計の例示では、非常に高い相関関係が想定されている。実際に、それほど高い数字はまれであろう。

(1) スペキュレーション会計の例示

ノンヘッジ契約⁽²⁶⁾

19X4年9月15日に、B社は投資として19X5年3月もの米国財務省短期債券（T-bill）先物契約10契約を87.50で買う。（各契約は3ヶ月もの額面金額

1,000,000 ドルのT-billである。) 当日、B社はブローカーに現金30,000 ドルの当初証拠金の預託を行なう。B社はすべての契約を差金決済する19X4年11月15日まで、その契約を保有する。19X5年3月もの T-bill 契約の相場価格は、9月(88.00まで)と10月(88.20まで)は上昇し、そして11月(11月15日に87.80まで)は下落する。B社は9月と10月のいくつかの時点で、その証拠金勘定からいくらかの資金を引出し、そして11月には証拠金の積増し(margin calls)に応じるために追加資金を預託する。そして、その先物ポジションが差金決済される時点で、その勘定残高全額を回収する。その会社の証拠金勘定の変動は以下のように要約される。

	9月	10月	11月
月 初 残 高	0 ドル	32,500 ドル	31,500 ドル
当 初 証 拠 金	30,000		
先物契約の市場価額の変動*	12,500	5,000	(10,000)
勘定への支出(からの引出し)	(10,000)	(6,000)	8,500
当 初 証 拠 金 の 回 収			(30,000)
月 末 残 高	<u>32,500 ドル</u>	<u>31,500 ドル</u>	<u>0 ドル</u>

*T-bill先物契約価格の1ペーシス・ポイント(basis point)の変動は、価額では25ドルの変動に相当する。9月の利得は以下のように計算される。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{9月30日の価格} & & 88.00 \\
 \text{9月15日の価格} & & \underline{87.50} \\
 & & 50\text{ペーシス・ポイント} \\
 & \times & 25\text{ドル} \\
 & & 1,250\text{ドル} \\
 \text{契 約 数} & & \underline{10} \\
 & & \underline{\underline{12,500\text{ドル}}}
 \end{array}$$

B社の9月30日および10月31日締切の月次財務諸表は、ブローカーから支払われるべき金額として各々32,500 ドルと31,500 ドルを示すだろう。(もしB社が現金よりもむしろT-billのような政府証券を差入れることによって、当初証拠金の要件を満たすとするならば、その証券はブローカーから支払われるべき

残高の一部として分類されないだろう。) 9月の12,500 ドルの利得と10月の5,000 ドルの利得, そして11月の10,000 ドルの損失が認識されるであろう。その利得と損失の損益計算書上の表示は, その会社のその他の投資の利得と損失の報告方法と一致するであろう。

(2) ヘッジ会計の例示

原価で繰越す資産のショート・ヘッジ⁽²⁾: 現存する固定金利資産の市場価額の下落をヘッジするための先物契約の売り。

原価で繰越す資産のヘッジは, 現存する投資有価証券または金融機関の現存する固定金利ローンに対して, 金利先物契約を売ることによってなされる。現存する原価で繰越される資産の市場価額の下落をヘッジするために売られた先物契約の利得と損失は, その資産の繰越額の調整として繰延べられるべきである。

その資産の繰越額の調整に起因するあらゆるプレミアムまたはディスカウントは, その資産の予想残存期間の利益に対して, 受取利息の調整として償却すべきである。以下は, 適切な仕訳を付した原価で繰越される資産のヘッジ例である。

状況: 19X0年8月15日に, ある金融機関は半年利払い, 年利14.00%, 25年ものの1,000,000 ドルの社債に対し, 額面金額を支払う。19X1年8月15日, 金利は下落し, その社債はいまや107-10 (利回り 13.00%) すなわち1,073,125 ドルで売られている。その金融機関は長期固定金利の負債をもっておらず, それゆえ, 金利リスクにさらされている。

ヘッジ: その金融機関の財務担当者は, その社債を売却したくないと考え, しかも金利の上昇を恐れており, 19X2年12月もの財務省長期債券 (Tresury bond) 契約 (1 契約100,000 ドル) を価格65-00 (利回り 12.93%) で売ることによって, その社債価値を防衛することを決定する。その財務担当者は, 社債ポジションと財務省長期債券先物市場間の価格相関関係を研究し, それ

らの利回り相関関係は非常に高い（すなわち、期間中、社債ポジション利回りのどのベース・ポイント（basis point）の動きに対しても、財務省長期債券先物契約の利回りにベース・ポイントの動きが存在する）と考える。それゆえ、適切なヘッジ比率を構成するさいに、その財務担当者は、かれの社債ポジションへの金利変動効果対先物市場への金利変動効果を評価する。たとえば、もし19X2年8月15日までに社債ポジションの市場価額が115-17（利回り12.00%）に上昇するならば、その金融機関は、その社債の市場価額による評価上げで82,187ドルの追加を経験するであろう。しかしながら、その財務省長期債券先物価格は同様に70-10（利回り11.93%）に上昇し、その金融機関は、財務省長期債券1契約当り5,312ドルの損失を経験するであろう。それゆえ、15.47の財務省長期債券先物契約が適切なヘッジ（82,187ドル/5,312ドル）であろう。反対に、もし19X2年8月15日までに、その社債ポジションの市場価額が99-31（利回り14.00%）に下落するならば、その金融機関は、その社債ポジションの市場価額による73,438ドルの評価下げを経験するだろう。しかしながら、その財務省長期債券先物価格は同様に60-10（利回り13.93%）に下落し、その金融機関は、財務省長期債券1契約当り4,688ドルの利得を経験するであろう。それゆえ、15.67の財務省長期債券先物契約が適切なヘッジ（73,438ドル/4,688ドル）であろう。要約すると、その財務担当者は、1,000,000ドルの社債ポジションをヘッジするために、15契約と16契約の間を用いるべきことを決定する。その財務担当者は15契約を用いることを決断する。

仮定：19X2年8月15日に、金利が上昇し、その社債はいまや82-23（利回り17.01%）で売られている。12月もの財務省長期債券契約価格は49-17（利回り16.85%）に下落した。

もしその財務担当者が19X1年8月15日にヘッジせず、そして19X2年8月15日にその社債を売却したとするならば、その金融機関は172,812ドルの損失を実現したであろう。しかしながら、かれはヘッジしたがゆえに、その金融機関は59,219ドルの純実現利得（先物ポジションの232,031ドルの利得引

結 果 の 要 約

現 物 市 場	先 物 市 場
19X1年 8月15日	19X1年 8月15日
1,000,000 ドルの社債ポジションの 73,125 ドルの未実現利得の悪化を 防衛することを決定。	19X2年12月もの財務省長期債券15 契約を65-00の価格で売り。
19X2年 8月15日	19X2年 8月15日
1,000,000 ドルの社債を82-23の価格 で売却。	19X2年12月もの財務省長期債券15 契約を49-17で買い。
実現損失——172,812 ドル	利得——232,031 ドル
ヘッジ開始日以降の未認識損失——245,937 ドル	

く社債ポジション売却の172,812 ドルの実現損失)を得る。19X1年 8月15日の73,125 ドルの未実現利得は、十分に守れなかった。なぜなら、9ペース・ポイントという好ましくないペースの変動(現物利回りと先物利回りの差が、19X1年 8月15日の7ペース・ポイント差から19X2年 8月15日には16ペース・ポイント差まで拡大した)と、そしてその財務担当者が15の財務省長期債券契約を用いることを選んだ—適切な比率は15契約と16契約の間であった—ためである。

先物の結果とヘッジされた社債ポジションの価格変動の相関関係は、94% (232,031 ドル/245,937 ドル) である。これはヘッジ会計を支持するのに十分高い。

会 計 仕 訳

19X0年 8月15日

	<u>借 方</u>	<u>貸 方</u>
投 資 社 債	1,000,000 ドル	
現 金		1,000,000 ドル
(社債購入の記録)		

19X1年8月15日

	<u>借 方</u>	<u>貸 方</u>
プローカーへの証拠金	30,000 ドル	
現 金		30,000 ドル

(プローカーへの1契約当たり2,000ドルの現金での証拠金預託の記録)

19X1年8月15日-19X2年8月15日(累計)

	<u>借 方</u>	<u>貸 方</u>
現 金	232,031 ドル	
投資社債の未償却ディスカウント		232,031 ドル

(ヘッジ先物の繰延利得)

(未決済先物ポジションの利得の記録)

19X2年8月15日

	<u>借 方</u>	<u>貸 方</u>
現 金	30,000 ドル	
プローカーへの証拠金		30,000 ドル
(先物ポジション差金決済時のプローカーからの証拠金返却の記録)		
現 金	827,188 ドル	
投資社債の未償却ディスカウント		
	232,031 ドル	
投資売却の利得		59,219 ドル
投 資 社 債		1,000,000 ドル
(社債売却の記録と先物ポジションの利得の認識)		

これらの例示は、SFAS 第80号の内容を具体的に示すものである。とくに、ヘッジ会計の例示では、高い相関関係が数字でもって示されている。この例示に見られる94%という数字は、非常に高いものである。だが、実際にこれほど高い相関関係はまれであろう。また、ヘッジに用いる契約数は財務担当者の判

断によることが示されている。このことは、ヘッジの実務自体が非常に弾力的なものであることを示唆している。そして、そのことは会計上のヘッジ指定にも弾力性を与えるであろう。

先物取引会計の現実的機能

SFAS 第80号の主な内容は次のようにまとめることができよう。SFAS 第80号は、先物取引の市場価額の変動による利得・損失を即座に損益計算書に計上することを基本とする。だがしかし、SFAS 第80号が定めるヘッジ規準を満たす先物契約については、その利得・損失はヘッジ項目の繰越額に含めて繰延べ、のちに償却するものとされる。この先物取引の市場価額の変動による利得・損失は、アーサー・アンダーセン会計事務所の解説書がいうように、「未実現」のものである。すなわち、SFAS 第80号は未実現の利得・損失を即座に認識することを基本とするのである。この内容は、近代会計学が基本とする「取得原価主義」からの離脱であり、まさしく SFAS 第80号は現代型会計原則の典型例といえよう。

また、SFAS 第80号のヘッジ規準では、「高い相関関係」が判断の一つの鍵となっている。SFAS 第80号自体にはその内容は明示されていないが、アーサー・アンダーセン会計事務所の解説書によると、それは「51%以上」が目安とされている。この数字はかならずしも高いものとはいえず、弾力的な判断の余地を残している。くわえて、先物とヘッジ項目は種類が異なってもよいとされる。また、定期的評価の結果、高い相関関係がないと判断された場合は、ヘッジ会計を中止し、それまでの一部利得・損失とそれ以降の利得・損失は即時計上するものとされる。さらには、経営者の判断によりヘッジ会計は中止できるのである。これらの点も、この基準の弾力的な判断の余地を拡大している。ヘッジ規準については、公認会計士堀内三郎氏の SFAS 第80号のヘッジ規準は恣意的会計を助長する可能性があるという指摘がある⁽²⁰⁾。しかしながら、この会計基準の現実的な機能を考察するという点では、そのような理解では不十分であろう。そうではなくて、SFAS 第80号はリスク概念を初めて会計原則に持ち込み、

会計上の観点とは異なる「ヘッジ規準」というものを導入することにより、弾力的な判断の余地の多い会計原則を設定したところにその特徴がある。このことは、ヘッジ規準についての経営者・会計士の判断によって、未実現利得・損失の認識「時期」を弾力化できることを意味している。すなわち、SFAS 第80号は未実現利得・損失の計上にとどまらず、ヘッジ規準を導入することにより、さらにその未実現利得・損失の計上時期をも弾力化したのである。これはたんなる恣意的な会計の助長ではない。制度としてそのような会計を認めたのである。SFAS 第80号は、このように未実現利得・損失の計上と、さらにはその計上時期を判断の余地の多いヘッジ規準によって弾力化するという、まさに現代型会計原則の典型的の一つといえよう。なお、この未実現利得・損失の計上は、財務諸表上では利益の増減とりわけ減少に影響を与えるものと考えられる。

注

- (1) この点については、たとえば、Financial Accounting Standards Board, Status Report № 209, April 11, 1990, pp. 4-5を参照されたい。
- (2) この点について、たとえばアーサー・アンダーセン会計事務所の解説書では、「1975年の金利先物市場の開設以来、すべてのタイプの企業がヘッジ手段としての金利先物の利用に多大の注意を払うようになった。」(Arthur Andersen & Co., *Interpretation of FASB Statement № 80: Accounting for Interest Rate Futures and Options Hedging—A Supplement to the Interest Rate Futures Hedging Course* (IA: Center for Futures Education, Inc., 1985), p. 1.) と説明されている。
- (3) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Accounting Financial Standards № 80, Accounting for Futures Contracts*, August 1984, par. 1.
なお、外貨先物は財務会計基準ステイトメント第52号『外貨換算』(*Foreign Currency Translation*, December 1981, pars. 17-21.) の規定が適用される。また、金融先渡契約 (financial forward contracts) は財務会計基準審議会の討議資料『金融商品の認識と測定』(*Recognition and Measurement of Financial Instruments*, November 1991, pp. 59-72.) に含まれている。
- (4) *Ibid.*, par. 2.
- (5) *Ibid.*, par. 2.
なお、本ステイトメントでは、確定コミットメントについて、「不履行に対する十分に大きな抑止力が存在するために履行がほぼ確実な (probable), 通常は法

的強制力のある契約」(*Ibid.*, par. 15.)と説明されている。

(6) *Ibid.*, par. 4.

なお、先物取引の取引形態は、ヘッジとスペキュレーション（投機）の二つにおおきく分けられる。

(7) *Ibid.*, par. 3.

(8) *Ibid.*, par. 4.

(9) *Ibid.*, par. 5.

(10) *Ibid.*, par. 6.

(11) *Ibid.*, par. 6.

(12) *Ibid.*, par. 7.

(13) *Ibid.*, par. 9.

(14) *Ibid.*, par. 10.

(15) *Ibid.*, par. 11

(16) アメリカの金利先物と金利オプションについては、たとえば以下のパンフレット（日本語版）などが参考になろう。

Chicago Board of Trade, 『T-Bond・T-Note 先物・オプションの紹介』
(*T-Bond and T-Note Futures and Options: An Introduction—Japanese Edition*), 1991.

(17) Arthur Andersen & Co., *op cit.*, p. 2.

(18) *Ibid.*, pp. 2-3.

(19) *Ibid.*, p. 3.

(20) *Ibid.*, pp. 3-5.

(21) *Ibid.*, pp. 5-6.

(22) *Ibid.*, p. 6.

(23) *Ibid.*, pp. 7-9.

(24) *Ibid.*, p. 30. 引用3行目の「銀行D」は原文ではAとなっており、誤植と思われる。

(25) *Ibid.*, p. 32.

(26) Financial Accounting Standards Board, *op cit.*, pars. 17 and 18.

(27) Arthur Andersen & Co., *op cit.*, pp. 11-4.

(28) 堀内三郎氏「先物取引の概要と会計処理」（『会計ジャーナル』1987年9月号,
30ページ）